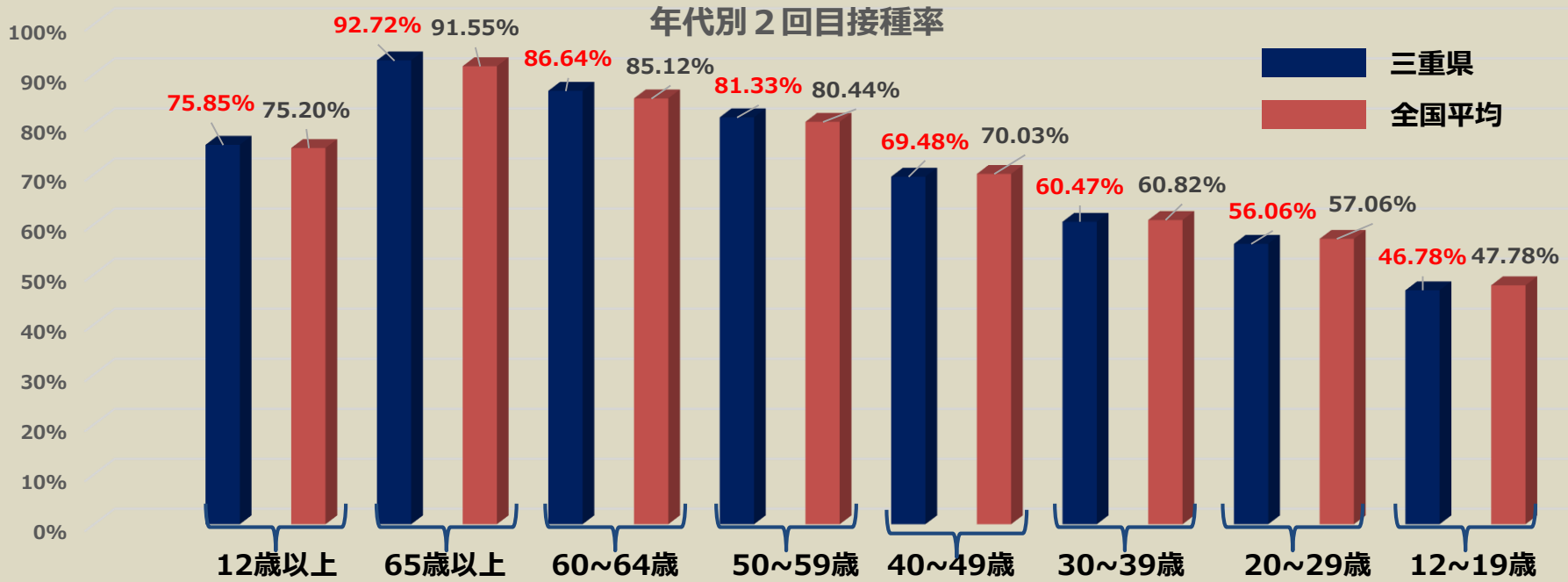
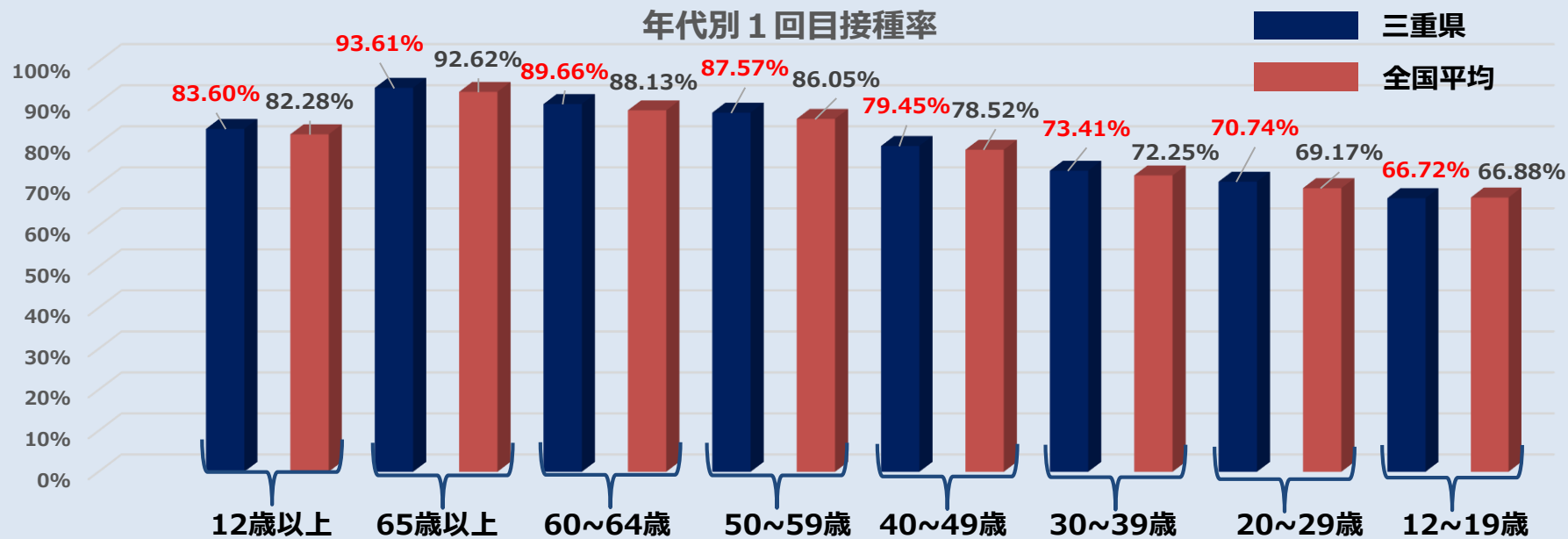


新型コロナウイルスワクチンについて

三重県内年代別接種率について

令和3年10月24日までのVRS入力実績（医療従事者等含む）



新型コロナウイルスワクチン接種に係る県の取組

妊婦及び同居家族等への接種について

日本産婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会から妊婦およびその夫またはパートナーへのワクチン接種を勧める文書や厚労省からできるだけ早期に希望する妊娠中の者等が接種を受けられるよう配慮を依頼する文書が発出



- 妊娠中の方やその夫または同居家族等が可能な範囲で優先してワクチン接種を受けることができるよう、県医師会・県産婦人科医会・三重県の連名で各郡市医師会・各市町あて通知（令和3年8月25日付）
- **県営接種会場においても妊婦や同居家族等の優先予約期間を設定**

若者の接種促進について

- 県営接種会場にて**12歳～29歳の優先予約期間**を設定（四日市市総合体育館会場）
- 「みんつく予算」を活用し、ワクチン接種について若年層をターゲットとした動画を作成→**ワクチン接種について考える機会の提供**



三重県Twitterや県HPに掲載

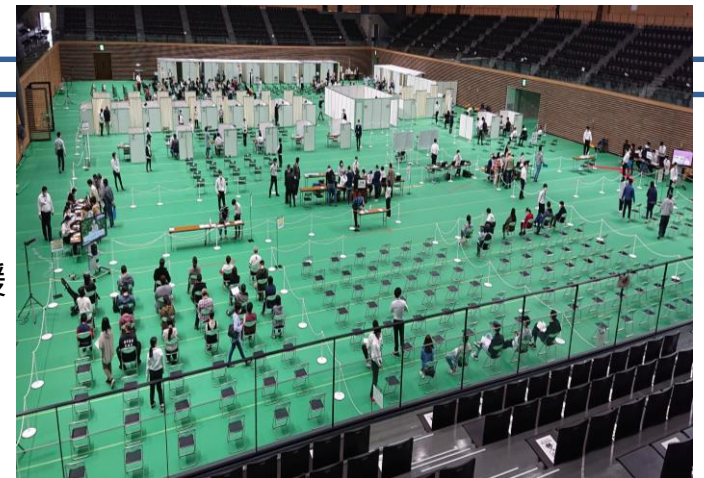
<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

https://twitter.com/koho_mie



特設サイトのQRコード

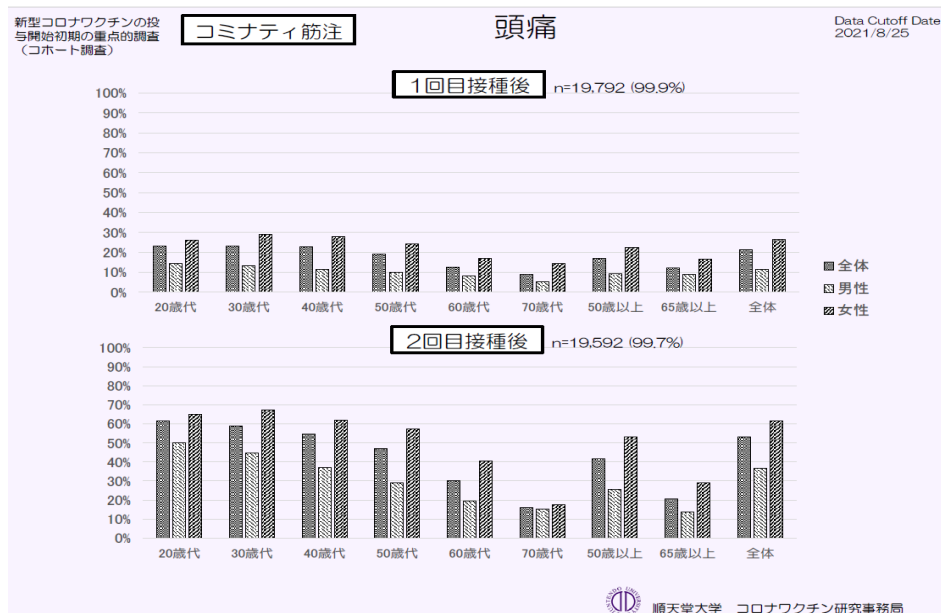
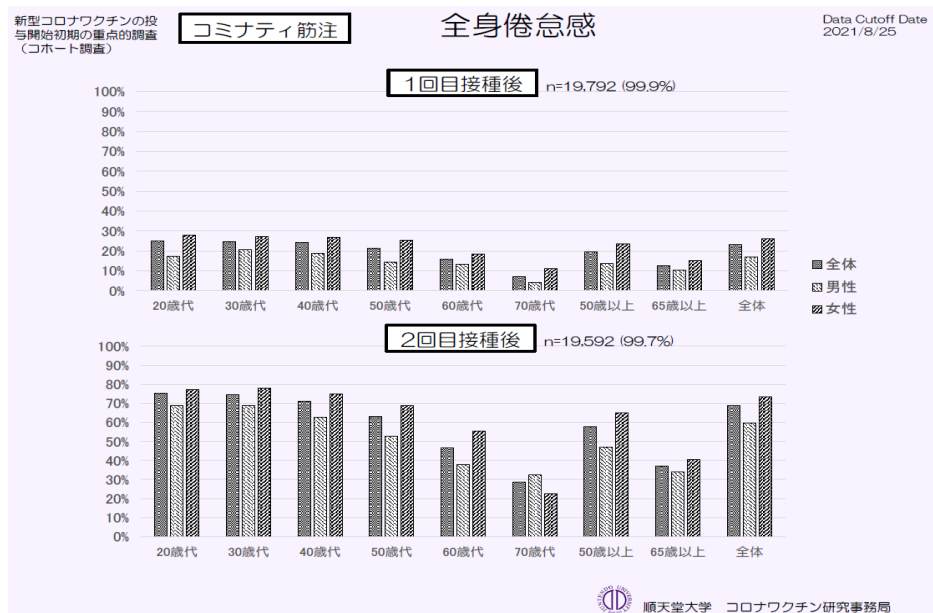
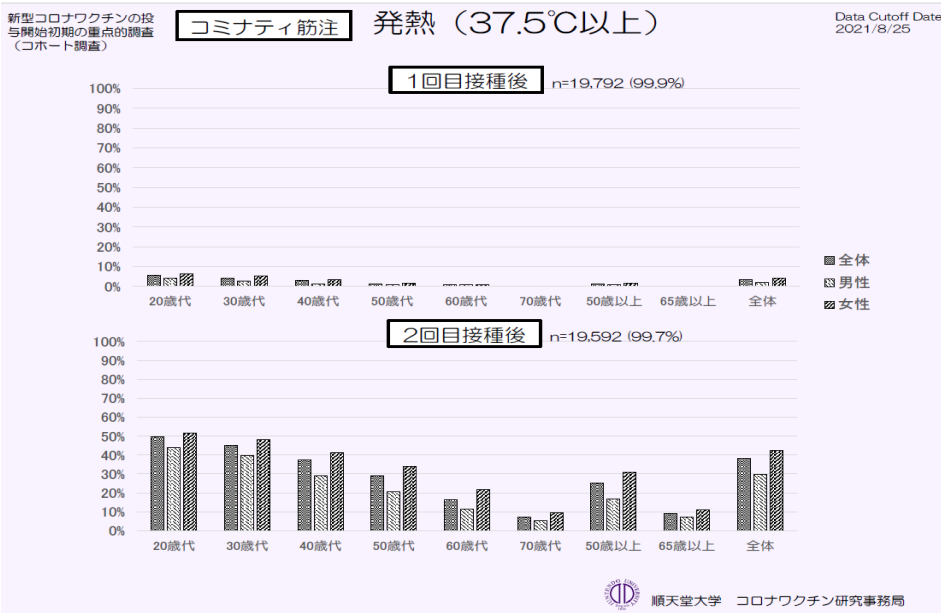
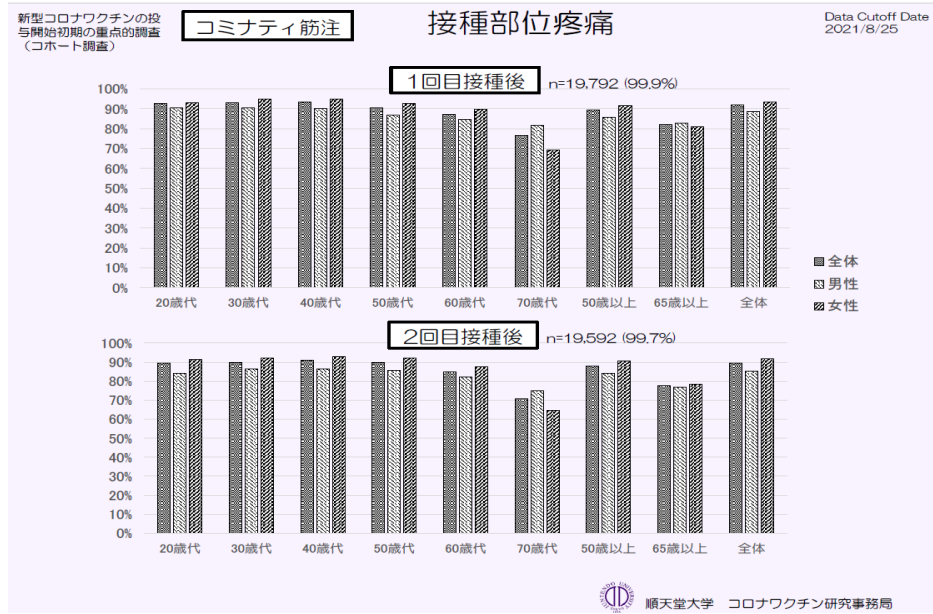
県営接種会場（四日市市総合体育館）の様子



外国人への接種について

- 市町・関係団体等を通じて接種会場・接種日の案内
- 「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」を拡充し、予約代行等の支援を実施（11言語）
- 県営接種会場にて全接種（予定含む）日に通訳を配置
ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語に対応
（その他の言語においては、翻訳アプリ等で対応）

新型コロナウイルスワクチンの副反応について（ファイザー社）



（出典）厚生労働省予防接種室第8回自治体向け説明会資料 令和3年9月22日
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

新型コロナウイルスワクチンの副反応について（武田/モデルナ社）

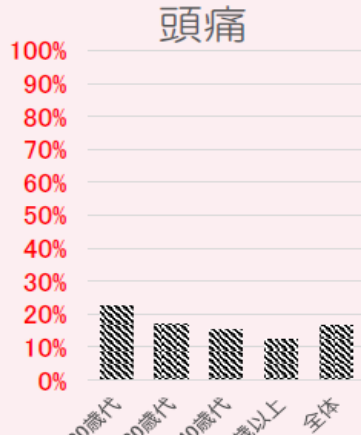
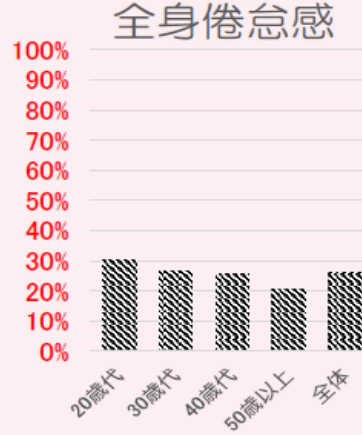
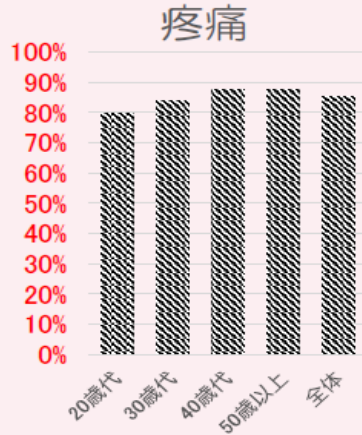
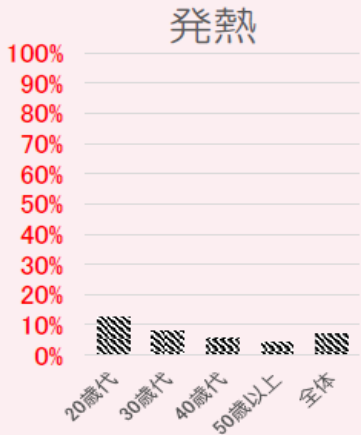
新型コロナウイルスワクチンの投与開始初期の重点的調査
（コホート調査）

年齢別AEの頻度（Day8まで）

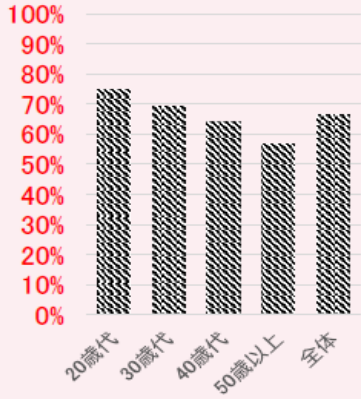
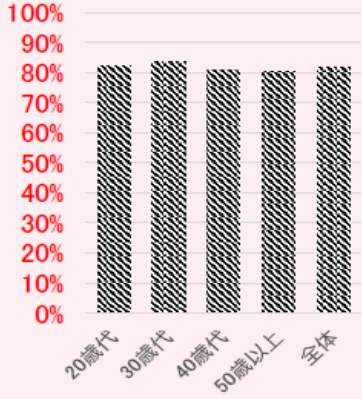
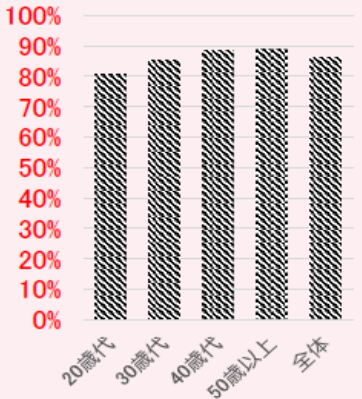
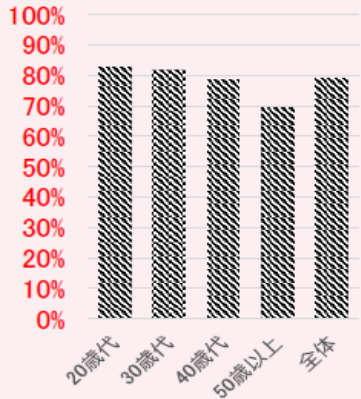
Data Cutoff Date
2021/9/3 7:00

COVID-19ワクチンモデルナ筋注

1回目接種後 n=11,149



2回目接種後 n=5,584



順天堂大学 コロナワクチン研究事務局

新型コロナウイルスワクチンの副反応について（アストラゼネカ社）

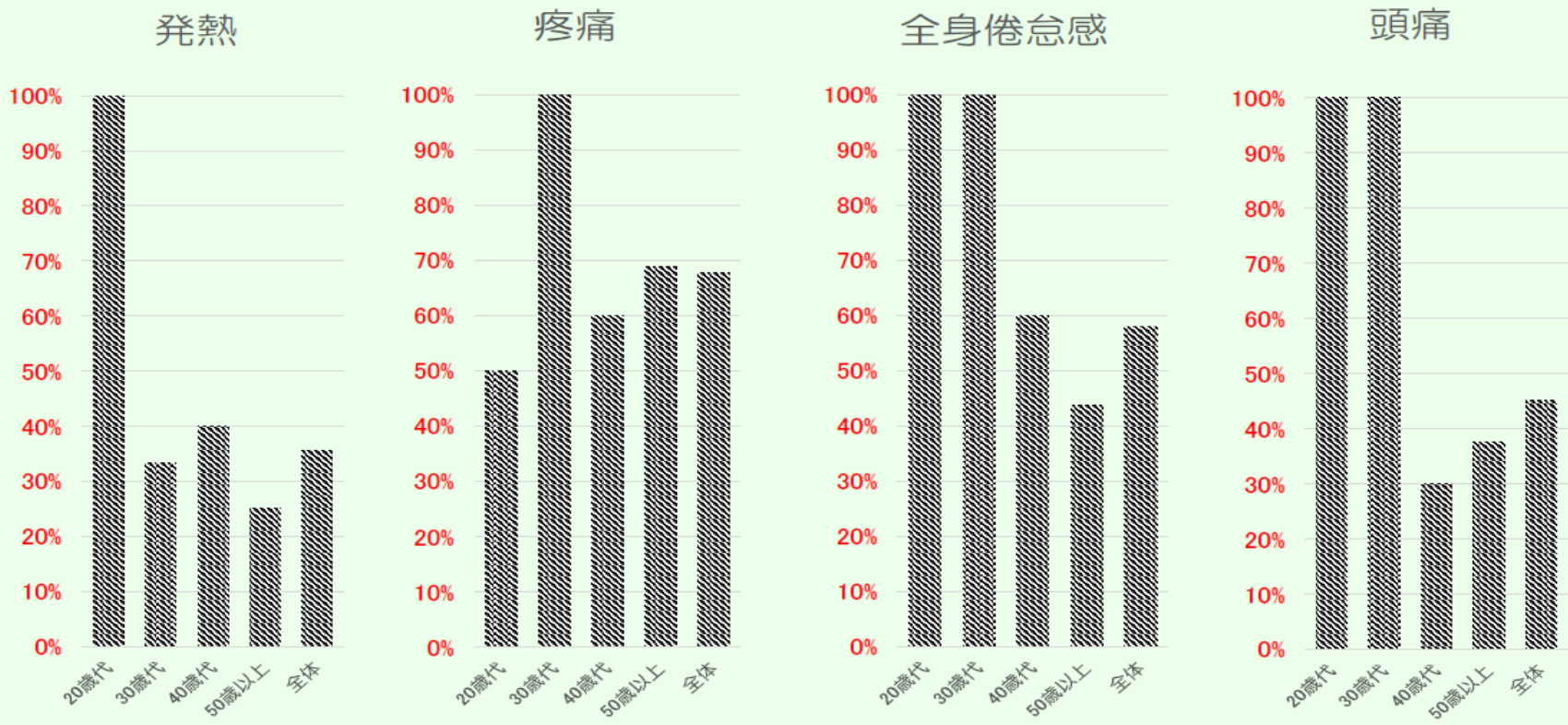
新型コロナウイルスワクチンの投与開始初期の重点的調査
(コホート調査)

年齢別AEの頻度（Day8まで）

Data Cutoff Date
2021/9/7 7:00

バキスゼプリア筋注

1回目接種後 n=31



追加接種（3回目接種）について 追加接種の体制確保について（現時点での想定）

2回目接種から概ね8か月以上経過した者に追加接種の必要がある旨、審議会で議論が行われているところではあるが、各自治体において追加接種に向けた準備をあらかじめ進められるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。

1. 実施期間

- 1, 2回目接種を含む実施期間は、令和4年2月28日から延長の方向で検討中
- 追加接種は、早ければ令和3年12月から開始することを想定

2. 接種対象者

- 2回目接種終了者のうち、おおむね8か月以上経過した者を対象に1回の追加接種を行うことを想定
- 対象者の範囲は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後お示しする

3. ワクチンの種類

追ってお示しする

4. 市町村・都道府県の主な役割分担

都道府県

接種に係る広域調整や進捗管理等の市町村支援、ワクチン配分調整、専門的相談体制の確保 等

市町村

接種の実施体制の確保、接種券一体型予診票・案内等の印刷・発送、ワクチンの配分調整、相談体制等の確保 等

5. 市町村において準備しておくべき事項

- (1) 予防接種実施計画等の更新
- (2) 追加接種の実施体制の確保
- (3) 集合契約
- (4) 接種対象者の抽出
- (5) 接種対象者への個別通知
- (6) 費用請求支払



接種種別	接種時期	接種回数	接種場所	接種対象者	接種費用	接種券	接種記録
追加接種	令和4年2月28日以降	1回	市町村指定接種会場	2回目接種完了者	無料	接種券	接種記録簿

6. 都道府県において準備しておくべき事項

- (1) 市町村事務に係る調整
- (2) その他（専門的相談体制の維持 等）

7. ワクチンの流通・分配

- (1) 地域担当卸の選定
- (2) ワクチンの分配
- (3) 注射針・シリンジ（注射筒）等の分配
- (4) その他（ディープフリーザー等）

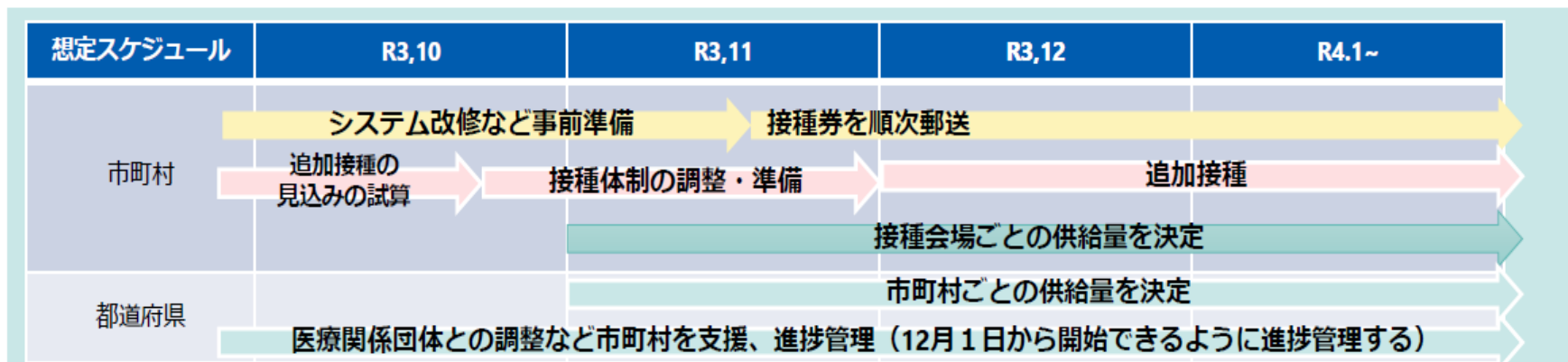
8. 予算

- (1) 国の予算
追加接種に係る接種体制確保に必要な費用は、地方負担が生じることのないよう、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定
- (2) 各地方公共団体における準備と予算の早期成立

➤ 使用されるワクチンについては、1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本としつつ、更なる科学的知見等を踏まえ、早急に結論を得ることとされている

追加接種（3回目接種）について 追加接種の体制確保

- ・市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、接種体制を確保する。
- ・都道府県は、12月から追加接種を開始できるように、市町村を支援しながら進捗管理する。



① 接種会場の調整

- 市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、見込み数を試算し、必要な接種会場を確保。

- 医療従事者等は、住所地外接種（勤務先）も可能。

※都道府県の支援の例：医療関係団体と協力して、医療機関ごとに勤務先での接種を希望する医療従事者等の人数を把握し、市町村と情報共有

② 接種会場へのワクチンの供給

- 市町村は、接種会場と調整の上、接種会場ごとの希望量を登録。

- 都道府県は、市町村と医療関係団体と調整の上、市町村ごとの供給量を決定。

- 市町村は、接種会場ごとの供給量を決定。

※都道府県の支援の例：在庫管理と市町村への適切な分配

③ 接種券の郵送、予約 ワクチン接種

- 市町村は、12月から追加接種を開始できるように、対象者の追加接種時期にあわせて接種券を郵送。接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施。

※都道府県の支援の例：接種券の郵送時期の足並みがそろうように進捗管理

追加接種（3回目接種）について 追加接種の体制確保の進め方（イメージ）

- ・市町村は、①住民接種と②医療機関における職員等への個別接種を組み合わせ、追加接種を進める。
- ・②医療機関における職員等への個別接種については、パターン1からパターン3を参考にして、地域の実情を踏まえて、市町村と都道府県とで協力しながら対応する。

① 住民接種

- 市町村は、VRSまたは予防接種台帳を利用して、2回目接種完了から一定期間経過した住民を抽出して、段階的に接種券（接種券と予診票一体型の新様式）を郵送できるように、VRSへの未入力データの入力やデータクリーニングなど必要な準備をする。
- 市町村は、接種券を受け取った住民が、円滑に追加接種を受けられるように、接種見込み者数を試算して、個別接種と集団接種を組み合わせ、必要な接種体制を構築する。
- 市町村は、11月から接種券を順次発送し、予約を受け付け、12月から接種を開始できるように準備する。

※医療機関における職員等への個別接種の対象とならない医療従事者等（職員等への個別接種を希望しない病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションなどの従事者や消防職員等）については、住民接種の枠組みで対応することに留意。

② 医療機関における職員等への個別接種

パターン1

- 市町村は、圏域内の医療機関（病院および診療所）に対して、職員等への個別接種の実施意向があるかどうかを調査する。
- 市町村は、職員等への個別接種の実施の意向のある医療機関に対して、集合契約など個別接種にあたって必要な準備を促し、住所地外の職員のみも含めて必要量のワクチンを提供する。

パターン2

- 都道府県は、圏域内の医療機関（病院および診療所）に対して、職員等への個別接種の実施意向があるかどうかを調査する。
- 都道府県は、職員等への個別接種の実施の意向のある医療機関に対して、集合契約など個別接種にあたって必要な準備を促し、住所地外の職員のみも含めて必要量のワクチンを提供する。

パターン3

- 市町村は圏域内の診療所、都道府県は圏域内の病院と役割分担をして、職員等への個別接種の実施意向調査や、ワクチンの提供等を行う。

追加接種（3回目接種）について 対象者の抽出・接種券の発行

課題

- 追加接種は、2回目接種から概ね8か月以上経過した者を対象にすることから、**当該者の接種開始時期が決まっている。**
- 従来のシール型接種券は、**専用の台紙の調達・印刷に係る事務負担が大きく、迅速な発行が困難**であるという課題あり。

追加接種時の対応

- VRSや予防接種台帳の記録から、**対象者を抽出した上で必要なタイミングで接種券を発行。**
 （転入者等、**市町村では接種記録が把握できない者については、本人の申請に基づいて発行**）
 - ▶ **漏れなく抽出を行うためには、接種券付き予診票等、未入力の接種記録があれば早期に入力していただく必要がある**
- シール型とせず、**新たな様式（接種券と予診票の一体型）**を用いて接種券を発行。*やむを得ず、シール型を使用する場合の様式は追って提示。
 ▶ **全国一律で、VRSの読み取りに対応したQRコードの印字を必須化する。**
 ▶ **予診票部分の住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴（及び接種券部分の全項目）をプレプリントする。**

接種券部分の仕様

接種券の新様式案

■ 新型コロナウイルス接種の予診票(追加接種用)

■ 印刷必須 (赤)

■ 印刷原則 (黄)

従来の接種券シールの情報を予め印刷

項目	現行の記載内容	新様式における記載
券種	1(予診のみ)、2(ワクチン接種)	2(ワクチン接種)を印刷 ※1
接種回数	1(1回目接種)、2(2回目接種)	3(3回目接種)を印刷
請求先	都道府県・市町村名、市町村コード(6桁)	変更なし
券番号	市町村内一意の10桁の数字	変更なし(1・2回目と同じ番号)
接種者氏名	原則20文字以内の氏名	変更なし
バーコード	任意で印字	原則、OCRライン情報をバーコード化して印字 ※2
OCRライン(18桁)	券種+接種回数+市町村コード+接種券番号	変更なし
QRコード	—	OCRライン情報をQRコード化して印字(必須)

※1 券種欄には、一律「2」を印刷し、予診のみの場合は、(口予診のみ)欄にマーキングする(被接種者は、市町村に接種券の再発行を申請)

※2 1・2回目接種時に用いていたOCRライン情報とは異なる情報をバーコード化しても差し支えない

- 現在、1回目のワクチン接種後にアレルギーがあった場合や、1回目の接種の後、同一のワクチンの接種が困難であっても、2回目に異なるワクチンを接種すること(交互接種)は原則として認めていない。
- 一方で、交互接種に関しては一定の科学的知見が蓄積されつつあり、実際に交互接種を認めている国も複数ある。
- 交互接種に関しては、1回目と2回目に同一のワクチンを接種した場合に比較して、現時点においては、重篤な副反応の出現頻度の明らかな増加は認められない。



対応方針

論点	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> • 交互接種の安全性に鑑み、交互接種を可能とするか 	<ul style="list-style-type: none"> • 1回目と2回目は同一のワクチンを接種することを原則としつつ、以下のような場合への対応として、一定の要件のもとで交互接種を行うことができるよう、予防接種実施規則及び予防接種実施要領を改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたため、2回目に1回目と異なるワクチン接種を受ける場合 ・ 1回目と2回目に同一のワクチンの接種を受けることが困難な場合 等 • 諸外国における研究結果等を踏まえて更に必要な場合等への対応を引き続き検討する
<ul style="list-style-type: none"> • 可とした場合、接種間隔をどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> • 諸外国の対応状況等を踏まえ、1回目の接種から2回目の接種まで27日以上の間隔をおくこととする。

予防接種実施規則（改正後）（令和3年9月21日施行）

附則

（新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種の方法）

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年二月十四日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法
- 二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
- 三 コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を二十七日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他同項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。

予防接種実施要領（改正後）（令和3年9月21日通知）

（4）予防接種実施規則附則第7条第2項の方法による接種

予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第7条第2項の「前項の方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法」として、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種することができる。この場合において、同項の「その他前項の方法以外の方法で接種を行う必要がある場合」とは、次の場合をいう。

（ア）接種対象者が1回目に接種を受けた新型コロナワクチンの国内の流通の減少や転居等により、当該者が2回目に当該新型コロナワクチンの接種を受けることが困難である場合

（イ）医師が医学的見地から、接種対象者が1回目に接種を受けた新型コロナワクチンと同一の新型コロナワクチンを2回目に接種することが困難であると判断した場合

1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種する場合において、2回目の接種は1回目の接種から27日以上の間隔をおくこととする。前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

接種間隔以外の事項については、（1）から（3）までの各新型コロナワクチンの記載事項に従うこと。

心筋炎・心膜炎関連について

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における審議を受けた対応について
(厚生労働省予防接種室令和3年10月15日付事務連絡) 一部抜粋

若年男性への対応について

(1) 1回目の接種を希望しているが、未接種の者

武田/モデルナ社のワクチンの接種後に生じる心筋炎等の発生頻度は、新型コロナウイルスに感染した場合に合併して発症する心筋炎等の発生頻度よりは低いことから、本人が武田/モデルナ社のワクチンの接種を希望する場合には、接種を可能とすること。他方、当該本人がファイザー社のワクチンの接種を希望する場合には、予約の振替等により、ファイザー社のワクチン接種が可能となるよう適切に対応すること。【中略】

(2) 1回目の接種を終え、2回目未接種の者

(1)と同様、本人が引き続き武田/モデルナ社のワクチン接種を希望する場合には、同ワクチンの接種は可能であること。

他方、本人が2回目の接種についてファイザー社のワクチン接種を希望する場合には、ファイザー社のワクチン接種を認めることが可能であること。この場合において、2回目の接種におけるファイザー社のワクチンの使用可否については、当該若年男性に係る予診の際に判断すること。

なお、今般の部会の見解を受けて交互相種が認められるのは若年男性であり、10代及び20代の女性やその他の年代の方は同一のワクチンを接種することが原則となることを申し添える。



本県における対応

接種を予定されている方に対し、心筋炎・心膜炎に関する情報提供を行ったうえで判断いただき、武田/モデルナ社ワクチンの接種を継続していく

10代・20代の予約者へ個別連絡（一斉メール及びTEL等）


予約画面や県ポータルサイトへの心筋炎・心膜炎情報提示

当日受付で情報提供・意向確認を実施

「新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について」リーフレット

2021年10月15日

10代・20代の男性と保護者の方へのお知らせ




厚生労働省

新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について

ファイザー社と武田/モデルナ社の新型コロナワクチン接種後に、ごくまれに、心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されています。特に10代・20代の男性の2回目の接種後4日程度の間は多い傾向があります。

- 10代・20代の男性も、引き続きワクチンの接種をご検討ください。
 - 新型コロナウィルス感染症に感染した場合にも、心筋炎・心膜炎になることがあります。感染症による心筋炎・心膜炎の頻度と比べると、ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎になる頻度は低いことがわかっています。
 - 新型コロナワクチンは、発症予防効果などの接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をおすすめしています。しかしながら、ワクチン接種は、あくまでご本人の意思に基づき受けていただくものです。ご本人が納得した上で、接種をご判断ください。
- 10代・20代の男性は、ファイザー社のワクチンの接種も選択できます。
 - 10代・20代の男性では、武田/モデルナ社のワクチンより、ファイザー社のワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が疑われた報告の頻度が低い傾向がみられました。
 - 武田/モデルナ社のワクチンを予約中の方も、武田/モデルナ社のワクチンを1回目にすでに接種した方も、ファイザー社のワクチンを希望する場合は、予約を取り直していただければ、ファイザー社のワクチンを受けられます。
 - なお、ご本人または保護者が希望する場合には、武田/モデルナ社のワクチンを受けることもできます。

〈心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度の比較(男性)〉



ワクチンを受けた場合	新型コロナウィルス感染症にかかった場合
ファイザー (10代)	国内
3.7	834
武田/モデルナ (10代)	海外
28.8	450
ファイザー (20代)	
9.6	
武田/モデルナ (20代)	
25.7	

ワクチン接種後4日程度の間は胸の痛み、動悸(どうき)、息切れ、むくみなどの症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診して、ワクチンを受けたことを伝えてください。

- こうした症状は、心筋炎・心膜炎の典型的な症状です。ただし、そのほかの原因でもこれらの症状となることがあります。医師の診察を受けましょう。
- 心筋炎・心膜炎と診断された場合は、一般的には入院が必要となりますが、多くは安静によって自然回復します。

他疾病のワクチンとの同時接種について

- 現状、定期接種に係るワクチンに関しては、生ワクチン（注射）同士以外の組み合わせに関して、接種間隔に制限は設けていないが、新型コロナワクチンに関しては、これまで使用実績がないことから、異なるワクチンとの接種間隔は原則として13日以上の間隔をおくこととしている。
- 米国や英国等の一部の国においては、新型コロナワクチン以外のワクチンとの接種間隔の制限について、一定の緩和が進んでいる。一方、いまだ同時接種に関する十分なデータはなく、WHOやカナダ、ドイツ等、異なるワクチンの接種間隔について、少なくとも14日間のインターバルを設けるべきとしている国等も散見される。

対応方針

論点	対応方針
● 新型コロナワクチンと他疾病のワクチンを同時接種した場合の安全性は担保されるか	<ul style="list-style-type: none">● 現在、異なる種類の生ワクチン（注射）同士を接種する場合のみ27日以上の間隔を設けているところ。新型コロナワクチンと他疾病のワクチン（季節性インフルエンザワクチン等）との同時接種に関しては、安全性に関する十分な知見が得られていないことから、現時点では原則として13日以上空けることとする。● 更なる科学的知見を収集し、一定の間隔をおくか否か引き続き検討する。

既感染者への新型コロナワクチン接種について

- 新型コロナウイルスに感染した者に関しても、ワクチンを接種しない場合より、ワクチン接種を行った方が、再感染リスクを低く抑えることができると考えられており、WHOやCDCなどは、新型コロナウイルスの感染から回復した段階での接種を推奨している。
- 一方で、接種時期については、回復した段階で接種して良いのか、それとも回復後に一定期間接種を見合わせるのか、医師によって見解が異なる。
- また、既感染者に対する新型コロナワクチンの接種回数については、諸外国において対応にばらつきがあるが、積極的に1回接種を推奨するにはいまだ科学的知見が十分とはいえない。
- また、モノクローナル抗体等を用いた後の、新型コロナワクチンの投与については、安全性と有効性に関するデータは十分ではなく、その投与は禁忌とはされていないものの、接種時期を遅らせることが推奨されているため、予防接種の現場において運用上の支障が生じている。
- 諸外国においては、モノクローナル抗体を投与後の新型コロナワクチン接種について、接種間隔を設けていない国も散見される。

対応方針

論点	対応方針
<ul style="list-style-type: none">● 既感染者に対する、新型コロナワクチンの接種回数は1回接種で十分か● 新型コロナウイルスの感染から回復後、新型コロナワクチン接種までに一定の接種間隔が必要か。● モノクローナル抗体による治療を受けた後の、新型コロナワクチンの接種時期をどう考えるか	<ul style="list-style-type: none">● <u>現時点では、既感染者に対して積極的に1回接種を推奨するには科学的知見が不足していることから、既感染者に対しては2回の新型コロナワクチンの接種を推奨し、更なる知見の収集を踏まえ必要な対応を検討する。</u>● ワクチン接種を希望する既感染者が、円滑にワクチンを接種できるように、以下の内容を明確化する。<ol style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルスの感染から回復した段階で、ワクチン接種を受けられること② モノクローナル抗体による治療を受けた場合は、治療から90日以降にワクチン接種をすることを推奨している国があること③ モノクローナル抗体による治療を受けた場合であっても、本人が速やかにワクチン接種を希望する場合は、治療から90日経過していなくても接種可能であること④ 本人が治療内容を記憶していない場合であっても、速やかにワクチン接種を希望する場合は、治療から90日経過していなくても接種可能であること